

耕作放棄地への企業等の農業参入円滑化への取組支援

【411（465）百万円ほか】

対策のポイント

耕作放棄地を活用した企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、参入希望企業等への各種情報提供、農地利用調整活動、農地の条件整備及び農業用機械・施設のリース等を支援します。

さらに、参入企業等自らが耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組について支援します。

<内容>

1. 企業等農業参入支援全国推進事業

【18（20）百万円】

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入の円滑化を図ります。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

2. 特定法人等農地利用調整緊急支援事業

【14（15）百万円】

耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を加速化するため、特定法人貸付事業による企業等の参入の円滑かつ積極的な推進に資するよう、参入希望のある特定法人に関する情報を収集し、農業委員会系統組織へ提供します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：全国農業会議所 ）

3. 強い農業づくり交付金

【24,914（34,067）百万円の内数】

(1) 優良農地利用高度化のための新技術の導入を推進する普及組織の活動を支援します。

(2) 耕作放棄地の解消を促進するため、農業委員会が、企業が円滑に農業に参入できるよう企業の意向を把握し必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を実施します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：(1) 都道府県（普及組織）、(2) 都道府県農業会議、農業委員会 ）

4. 企業等農業参入支援推進事業（特会） 【379（430）百万円】

企業等が利用する農地の測量調査等や小作料一括前払い及び簡易な基盤整備に必要な経費を支援します。

平成20年度から、簡易な基盤整備を企業等自らが整備できるようになります。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：市町村、農地保有合理化法人、特定法人

5. 企業等農業参入支援加速リース促進事業（貸付枠）（特会）

企業等への農業用機械・施設リースを支援（貸付枠954百万円）し、農業参入の初期投資を軽減します。

補助率：定額
事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

6. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【30,546（34,088）百万円の内数】

耕作放棄地を活用して、農業生産法人以外の法人に対し農地を貸し付ける場合、市町村又は農地保有合理化法人が基盤整備するのに要する経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、民間団体

担当課：大臣官房企画評価課 (03-3502-7134 (直))
経営局構造改善課 (03-6744-2151 (直))
普及・女性課 (03-3593-6497 (直))
農村振興局企画部地域計画官 (03-6744-2442 (直))